

懲戒処分等の情報の公表に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、東京都行政書士会（以下「本会」という。）会則施行規則（以下「規則」という。）第23条の規定に基づく処分の公示、その他公表について必要な事項を定める。

(公表する事項)

第2条 本会が公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 行政書士法（以下「法」という。）第14条又は第14条の2の規定に基づく都知事による会員の懲戒処分
- 二 会長による会員の処分
- 三 その他本会が必要と認めるもの

(公表の方法)

第3条 前条に規定する公表する事項は、次に掲げる方法により公表するものとする。ただし、外国語による併記をすることができるものとする。

- 一 本会の会報に掲載すること
- 二 インターネット上の本会のホームページに掲載すること

(都知事による懲戒処分の公表)

第4条 第2条第一号の公表事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、被処分者である行政書士又は行政書士法人以外の人物等を特定することが可能な情報は、公表しないものとする。

- 一 氏名又は行政書士法人の名称
- 二 登録番号又は法人番号
- 三 事務所名称及び事務所所在地
- 四 懲戒処分の年月日、内容及びその理由

2 第3条に規定する方法による公表の期間は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第14条第一号、第14条の2第1項第一号又は同条第2項第一号の処分は、処分の日から1年
- 二 法第14条第二号、第14条の2第1項第二号又は同条第2項第二号の処分は、業務の停止の日から期間終了の翌日より2年
- 三 法第14条第三号又は第14条の2第1項第三号の処分は、処分の日から5年

(会長による会員の処分の種類)

第5条 第2条第二号により公表する処分の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 訓告
- 二 会員の権利の停止
- 三 廃業、解散又は従たる事務所の廃止の勧告

(会長による処分の公表)

第6条 第2条第二号の公表事項は、次に掲

げるとおりとする。ただし、被処分者である行政書士又は行政書士法人以外の人物等を特定することが可能な情報は、公表しないものとする。

- 一 氏名又は行政書士法人の名称
 - 二 登録番号又は法人番号
 - 三 事務所名称及び事務所所在地
 - 四 処分の年月日、内容及びその理由
- 2 第3条に規定する方法による公表の期間は、次に掲げるとおりとする。
- 一 訓告処分は、処分の日から1年
 - 二 会員の権利の停止処分は、会員の権利の停止の日から期間終了の翌日より1年。なお、当該処分が、本会会則第23の3により解除された場合には、その解除の日を期間終了日とし、同会則第24条の2により取り消された場合には、その取消しの日を期間終了日とする。
 - 三 廃業勧告、解散勧告又は従たる事務所の廃止の勧告の処分は、処分の日から5年。

(規則の改廃)

第7条 本規則の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

この規則は、平成26年3月24日から施行する。ただし、この規則施行の際に、継続中の処分については、本規則に従い公表することができるものとする。